

就 任 承 諾 書

公益財団法人仁科記念財団

梶田隆章 理事長 殿

私は、2024 年 3 月 11 日に開催された公益財団法人仁科記念財団の第 45 回理事会において選任された貴法人の仁科記念賞選考委員への就任を承諾します。

2024 年 4 月 1 日

氏 名

印

公益財団法人仁科記念財団
第 45 回 理 事 会 議 事 録

1. 日 時 令和 6 年 3 月 11 日（月曜日） 17 時 30 分～18 時 30 分
2. 形 式 WEB 会議（Zoom による）
3. 出 席 総数 10 名（理事現在数 11 名）

出席理事：

安藤恒也	家 泰弘	上 義義朋	梶田隆章	佐々木 節
須藤 靖	十倉好紀	早野龍五	藤川和男	矢野安重

欠席理事：

初田哲男

出席監事：

荒船次郎 伊藤公孝

出席事務局長：

松林孝昭

4. 議事の経過と結果

第 45 回理事会を WEB 会議として開始するにあつて、出席（参加）理事、監事、事務局長全員の音声および映像が共有されていることを確認した。

定刻、梶田隆章理事長が議長となり、出席理事数が定款第 37 条 3 項に定める定足数 6 名に達していることを確認の上、理事会開会を宣言した。

（1）業務執行状況報告

議案審議に先立って、定款第 28 条第 4 項に則り、梶田隆章理事長、藤川和男常務理事、早野龍五常務理事、矢野安重常務理事より、令和 5 年度下半期に行った、それぞれ、財団運営の総理、仁科記念賞および仁科アジア賞の運営、仁科記念講演会の開催、財団運営の総務についての業務執行状況が個別に報告された

（2）議案審議

第 1 号議案：令和 6 年度（2024 年度）事業計画書案及び収支予算書案の承認の件

梶田隆章理事長より令和 6 年度（2024 年度）事業計画書案および収支予算書案の説明があり、審議の結果、全出席理事異議なく原案通り承認された。

第 2 号議案：特定資産を 640 万円取り崩す件

梶田隆章理事長より 令和 6 年度（2024 年度）事業計画を遂行するにあたり、特定資産を 640 万円取り崩したい旨提案があった。家理事より、実際には特定資産の取り崩し額が640万円に達しない場合もあるのではないかと意見があり、梶田理事長から予算案に記された640万円の取り崩しは上限と考えることを明確にすべきかとの発言があった。種々の議論の後、実質的に上限であることは認識されているとして、本件は提案の通り承認された。

第 3 号議案：次期仁科記念賞選考委員の選任の件

梶田隆章理事長より、次期仁科記念賞選考委員（任期：2024年4月1日から2026年3月末日まで）として、安藤恒也委員長および現委員7名を重任とし、新たに7名を選任したい旨提案があり、審議の結果、全出席理事異議なく原案通り承認された。

第 4 号議案：仁科記念賞規程の改正の件

梶田隆章理事長より、仁科記念賞規程の第5条第3項を「選考委員は、候補者を推薦することができない。また、推薦された候補者の協力者である場合、その他特別の利害関係がある場合には、当該候補者の審議及び議決に加わることができない」（下線部分を追加）と改正したい旨提案があり、審議の結果、全出席理事異議なく承認された。

第 5 号議案：2024 年度の資金調達および設備投資の予定について

梶田隆章理事長より「2024 年度には資金調達及び設備投資の予定はない」旨報告があり、全出席理事が了承した。

第 6 号議案：松林孝昭事務局長の重任の件

梶田隆章理事長より「定款第48条第2項により、松林孝昭氏を、経理を主たる業務とする事務局長（原則週 2 日勤務）として重任したい」旨提案があり全出席理事が承認した。

以上で議事を終了し、本理事会の議事録署名人は定款第 40 条に則り、梶田隆章理事長ほか荒船次郎監事、伊藤公孝監事とすることとし、議長、本理事会の終了を宣し閉会した。

以上の議事録が正確なものであることを証するため、議事録署名人、下記に署名捺印する。

令和 6 年 3 月 11 日

公益財団法人仁科記念財団 第 45 回 理事会

理 事 長

梶田隆章

梶 田 隆 章



署 名 人

荒船次郎

荒 船 次 郎



署 名 人

伊藤公孝

伊 藤 公 孝



本議事録の作成にかかわる職務を行ったものの氏名
公益財団法人仁科記念財団 常務理事 矢野安重

公益財団法人仁科記念財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人仁科記念財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区におく。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、故仁科芳雄博士のわが国及び世界の学術文化に対する功績を記念して、原子物理学及びその応用を中心とする科学技術の振興と学術文化の交流を図り、もってわが国の学術及び国民生活の発展、ひいては世界文化の進歩に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、本邦および海外において、次の事業を行う。

- (1) 原子物理学およびその応用に関する研究において、きわめて優秀な成果を収めた者に対する仁科記念賞など褒賞の授与
- (2) 原子物理学およびその応用に関する内外著名研究者による仁科記念講演会など学術的交流・集会の開催
- (3) 原子物理学およびその応用に関する歴史的資料・図書などの発掘・研究・保存・公開のための仁科記念室の運営
- (4) 原子物理学およびその応用に関する知識および思想の普及啓発のための出版物刊行などの活動
- (5) 原子物理学およびその応用に関する研究において、優秀な人材の海外への派遣および外国からの受け入れの助成
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 財産および会計

(財産の構成)

第6条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

を限度とする旨の契約を、あらかじめ会計監査人と締結することができる。

第7章 委員会

(委員会)

第47条 この法人に有識者からなる選考委員会、運営諮問委員会および助言委員会をおく。

2 各委員会は、この法人のため次の職務を行う。

(1) 選考委員会は、仁科記念賞等の選考を行う。

(2) 運営諮問委員会は、この法人の事業の立案と選定を行う。

(3) 助言委員会は、この法人の事業に対する助言を行う。

3 各委員会の委員の選任は、理事会において行う。

4 各委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 各委員会の委員には、理事会において別に定める規程に従い、その職務を行うために要する費用および謝金の支払いをすることができる。

6 各委員会の構成および運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める委員会規程による。

7 理事会は、この法人の運営に資するため、この他の委員会をおくことができる。

第8章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長ほか所要の職員をおく。

3 職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(備付け帳簿および書類)

第49条 事務局には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事および評議員の名簿

(3) 認定等および登記に関する書類

(4) 財産目録

(5) 理事会および評議員会の議事に関する書類

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書および収支予算書等

(8) 事業報告書および計算書類等

(9) 監査報告書

公益財団法人仁科記念財団 規程集

- 1) 財産管理運用規程
- 2) 役員報酬規程
- 3) 旅費規程
- 4) 仁科記念賞規程
- 5) Nishina Asia Award 規程
- 6) 選考委員謝金規程
- 7) 運営諮問委員会規程
- 8) 助言委員会規程
- 9) 賛助会員規程
- 10) 寄附金等取扱規程
- 11) 役員等費用弁償規程
- 12) 特定個人情報取扱規程
- 13) 講師謝金規程

旅 費 規 程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第 20 条第 2 項、第 33 条第 2 項、第 34 条第 5 項および第 47 条第 5 項の規定に基づき、評議員、役員（理事及び監事）、顧問、委員および、本財団の委嘱を受けた者および要請を受けた者が本財団の用務のために旅行する出張旅費について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、以下の通りとする。

出張旅費とは、自宅（又は勤務地）から目的地での業務を経て自宅（又は勤務地）までの行程で、出発から帰着まで 5 時間以上の旅行にかかる経費をいう。

(旅費の種類)

第 3 条 旅費の種類は、国内旅費および外国旅費とし、その区分は交通費、日当、宿泊料とする。ただし、国内出張の宿泊料については、業務の都合上、宿泊が必要と常務理事が事前に認めた場合支給する。

(旅費の支給額)

第 4 条 旅費は、出張命令（依頼）書に基づき、交通費については実費を、日当については国内 2,600 円、外国 5,000 円を、また、宿泊料については国内 15,000 円、外国 25,000 円を上限として日数に応じて別表に従い支給する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、本財団が行政庁の認定を受け公益財団法人への移行の登記をした日から施行する。

別表

(単位:円)

区 分	国 内 旅 費		外 国 旅 行			
	日 当	宿泊料	日 当		宿 泊 料	
			A 地区	B 地区	A 地区	B 地区
理事長	3,000	14,800	8,300	7,000	25,700	21,500
理事	2,600	13,100	7,200	6,200	22,500	18,800
評議員	2,600	13,100	7,200	6,200	22,500	18,800
顧問	2,600	13,100	7,200	6,200	22,500	18,800
委員等	2,600	13,100	7,200	6,200	22,500	18,800

A 地区:北米、欧州、カナダ

B 地区:A 地区以外の地域

仁 科 記 念 賞 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第4条第1項の規程に基づき、広い意味の原子物理学およびその応用に関する研究において、きわめて優秀な成果を収めた者に対する仁科記念賞の授与の実施に関する事項を定める。

(仁科記念賞)

第2条 仁科記念賞は、賞状と賞牌および副賞とし、副賞は1件当たり600千円とする。

2 仁科記念賞は、原則として毎年3件以内とする。

(推薦の受付)

第3条 本財団は、仁科記念賞候補者募集要項を公表し、広く学識者からの推薦を公募する。

2 公募期間は、毎年6月1日から8月31日の3ヶ月間とする。

(選考委員会の構成)

第4条 受賞者の選考を行うため、本財団の定款第47条第2項第1号に基づき、選考委員会を置く。

2 選考委員は、物理学および関連分野において秀でた業績を挙げかつ卓越した洞察力のある者のうちから理事会が選任し、理事長が委嘱する。

3 理事長及び常務理事は、選考委員となることができない。

4 選考委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続3期を越えないものとする。

5 選考委員会には選考委員長（以下、「委員長」という）を置き、選考委員のうちから理事会において選出する。

(選考委員会)

第5条 選考委員会は、必要に応じて委員長が随時召集する。

2 選考委員会は、選考委員の過半数の出席によって成立する。ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した選考委員は出席したものとみなす。

3 選考委員は、候補者を推薦することができない、また、推薦された候補者の協力者である場合、その他特別の利害関係がある場合には、当該候補者の審議及び議決に加わることができない。

4 選考委員会は、非公開とする。

5 選考の準備等のため、委員長および委員長が選定する選考委員からなる選考小委員会を置くことができる。選考小委員会は、委員長が随時召集する。

(選考結果)

第6条 委員長は、受賞者および授賞理由を文書にて理事会に報告する。

2 理事会は、前項の選考結果の報告に基づき、受賞者を決定する。

3 選考結果はすみやかに公表するものとする。

(選考委員の責務)

第7条 選考委員は、受賞者の選考を公正に行い、選考の過程および内容並びに選考委員の職務上知り得た秘密については他にもらしてはならない。

(授賞式)

第8条 本財団は、毎年12月6日（仁科芳雄博士の誕生日）またはその前後の日に、授賞式を行う。また、その機会に過去の受賞者を含めた研究交流の懇談会を行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2011年9月1日から施行する。

2011年4月1日 制定

2011年9月1日 一部改正

2024年3月11日開催の第45回理事会で、第5条第3項に下線部分の追加を決定。

選 考 委 員 謝 金 規 程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人仁科記念財団（以下「本財団」という）の定款第 47 条第 5 項の規定に基づき、本財団の仁科記念賞規程に定める選考委員への謝金の支給について必要な事項を定める。

(謝金の種類及び金額)

第 2 条 選考委員には選考謝金として 16,666 円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、本財団の仁科記念賞規程に定める選考小委員会に出席した選考委員には、委員会出席謝金として 5,555 円を支給する。

(改廃)

第 3 条 この規定の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2011 年 9 月 1 日から施行する。

選 考 委 員
(候 補)

(任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日)

氏 名	主たる職名	重・就任年月日 任期年
安藤 恒也 (委員長)	東京工業大学栄誉教授	令和6年4月1日 重任 8 (就任:平成30年4月1日)
井上 邦雄	東北大学ニュートリノ科学研究センター教授	令和6年4月1日 重任 4 (就任:令和4年4月1日)
高柳 匡	京都大学基礎物理学研究所教授	令和6年4月1日 重任 4 (就任:令和4年4月1日)
瀧川 仁	東京大学物性研究所名誉教授	令和6年4月1日 重任 6 (就任:令和2年4月1日)
日笠 健一	東北大学高等大学院機構総長特命教授	令和6年4月1日 重任 8 (就任:平成30年4月1日)
古崎 昭	理化学研究所古崎物性理論研究室主任研究員	令和6年4月1日 重任 4 (就任:令和4年4月1日)
山内 薫	東京大学大学院理学系研究科化学専攻化学科 アト秒レーザー科学研究機構・機構長	令和6年4月1日 重任 8 (就任:平成30年4月1日)
山本 智	総合研究大学院大学理事・副学長	令和6年4月1日 重任 4 (就任:令和4年4月1日)
小林 隆	J-PARCセンター長	令和6年4月1日 就任 2
松田 祐司	京都大学大学院理学研究科教授	令和6年4月1日 就任 2
蔡 兆申	東京理科大学理学部・教授	令和6年4月1日 就任 2
青木 慎也	京都大学基礎物理学研究所長	令和6年4月1日 就任 2
田村 裕和	東北大学理学研究科教授	令和6年4月1日 就任 2
石原 安野	千葉大学ハドロン宇宙国際研究センター教授	令和6年4月1日 就任 2
佐々木 節	東京大学カブリ数物連携宇宙研究機構特任教授	令和6年4月1日 就任 2